

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市地球温暖化対策推進会議				
事務局 (担当課)		ゼロカーボン推進課 電話042-769-8240(直通)				
開催日時		令和6年5月13日(月)午後1時30分~3時00分				
開催場所		エコパークさがみはら2階学習室				
出席者	委員	11人(別紙のとおり)				
	その他					
	事務局	8人(ゼロカーボン推進課長、他7人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
議 題		1 開会 2 議題 (1)太陽光発電設備設置標準化制度について (2)その他 3 閉会				

## 議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

### 1 開会

定足数を確認の上、開会した。

### 2 議題

#### ( 1 ) 太陽光発電設備設置標準化制度について

太陽光発電設備設置標準化制度について資料を基に、事務局から内容説明を行った。

#### ( 須永委員 )

資料4のデメリットで、建築士以外に義務を課した場合、説明記録の管理等が煩雑になるというのは、具体的にどういうことか。

#### ( 事務局 )

建築物省エネ法では、建築士に説明義務を課し、記録を保管するとしているため、市の制度で建築士以外の方に義務を課すと、国と市の制度で書類の保管が二重になり、管理が煩雑になるという趣旨である。

#### ( 須永委員 )

法律で建築士に保管義務があったとしても、コピーを保管すれば良いと思う。

#### ( 北村委員 )

資料4について、建築士に説明義務を課した場合、建売住宅については、購入者ではなく、住宅供給事業者等に説明することになるとあるが、住宅供給事業者等に説明義務を課した場合、建売住宅は誰が説明することになるのか。

#### ( 事務局 )

設計する建築士が、設計を依頼した方々に説明をすることとなる。説明義務はこの間しか発生しないことになる。川崎市ではこの場合、消費者に説明がいかないことになるため、事前に事業者が契約者に対して説明した場合は、説明が免除となる仕組みを設けている。建売の場合、設計依頼を消費者がしていないため、住宅を選ぶ際に、太陽光パネルの有無も選択することとなる。

契約時にこだわるのであれば、説明は業者等にやってもらうような仕組みを考える必要がある。

#### ( 北村委員 )

建売住宅で、もし建築士に義務がないのであれば、建築士が建築に関わっていたとしても説明する義務はないのか。

#### ( 事務局 )

義務はないという仕組みになっている。建築士と業者との間に義務関係は発生するが、その説明は、何度も住宅供給事業者等が聞いている可能性が高いので、免除となっている。義務がないのではなくて、実質必要ないだろうということになっている。住宅供給事業者等と消費者の間で説明関係がないということが課題となる。

(田中会長)

もう1回確認だが、川崎市の制度では建築士と建売事業者との間では義務があるが、1回説明をすれば、2回目以降も説明しなくていいということか。その説明を受けた、建売住宅を供給する建築事業者は購入者に説明をするのか。また、その点について確認しなくていいのか。

(事務局)

川崎市の制度では確認しなくていいとなっている。そこが課題であるということ認識している。

(田中会長)

そうすると建売住宅の購入者は説明を受けない可能性があるということか。

(事務局)

お見込みのとおり。

(森久保委員)

今の制度案だと作る側と売る側だけのことであり、消費者が出てこない。消費者が太陽光発電設備をつけないということであれば、建築士も何も関係ない。買主と営業とのやりとりだけとなる。制度の中に盛り込まないと説明の機会がなくなってしまう。

(田中会長)

今の事例は請負住宅ではなくて建売住宅の話でいいか。請負住宅であれば必ず建築士が介在する。施主の要望を建築士が聞いて図面を作成し、仕様などの提案を行う。建売住宅の場合は、既に完成している家を買うため、建築士は介在しない。

供給戸数としては、建売住宅の方が多い。建売住宅に関しての説明が課題という指摘であればそのとおりである。

(森久保委員)

そういうことをクリアしていかないと、制度があっても意味がなくなる。

(田中会長)

川崎市は建築物省エネ法との関係では整合的であるが、何のために説明義務を導入しているのか。制度の本来の目的と実際の制度の運用の在り方で齟齬がある印象を受ける。なぜ太陽光発電設備の設置義務を課すかということ、購入者がメリットデメリットを正しく理解することで、太陽光発電設備をできるだけ住宅に付けてほしいということだと考える。建売住宅の場合、太陽光発電設備が設置された住宅を選ぶか否か、購入者に委ねられるがそこに対しての説明がない。単に建築士のみが知

っていても、本来の説明義務を課するという目的に照らすと中途半端に感じる。

(奥副会長)

国は建築士の努力義務である。川崎市は少なくとも義務化して一步踏み込んだ内容となっている。一番重視すべきことはいかに購入者の選択の幅を広げるかということ、太陽光発電設備を導入している住宅を選んでもらうということである。建築士以外の住宅供給事業者等に義務を課すが、建築士による説明がされている場合はその限りではないとする。住宅供給事業者等が説明の義務を負っているが、専門的な話が必要と判断するのであれば、建築士が説明しても良いという制度設計にすれば良いのでは。

(事務局)

国や川崎市の制度を参考にして建築士に義務を課すということで諮問したが、多くの方々に太陽光発電設備を理解していただくには、説明する機会を多く設けないといけなくて、どちらがよいか、意見を伺って決めていかなければいけないと思います、今回論点として議論いただいている。

(須永委員)

制度2の対象者に義務を課すということで賛成である。建築士が説明したときは、事業者は説明しなくて良いという話があったが、建築士と事業者が共同して説明するという事にすれば、それぞれが意識して関わることになると思う。

(森久保委員)

説明義務に建築士も入れるかもしれないが、事業者をメインにした方が良い。

(布施委員)

そもそも何を説明するのかということ、それは何のために説明するのかということをお教えいただきたい。

(事務局)

もちろん啓発的なこともあるが、一番大事な点が、設置可能な太陽光発電設備の量を示していただくことである。今の設計や仕様からすると、これだけの太陽光発電設備が置けるということや、収支採算性、プランの提示等を想定している。また、太陽光の必要性という啓発の部分パンフレットを用意して説明していただく。

東京都は消費者に機会があることが一番大事と考え、制度設計しているようである。必要性、収支採算性、環境配慮、太陽光の設置容量という情報が如何に消費者に届くかということに重点を置いている。

(布施委員)

空き家問題等もあるので、太陽光発電設備がいつまで持つのか、どのようにしてエネルギーが最終的に取れなくなるとか、コスト面も含めて説明があった方が良い。消費者に負荷がかかるから、説明内容は、ひと捻りした方が良いと考える。

(事務局)

参考資料1の15ページにどのような内容を説明するのか、ということを書いている。また、布施委員の意見について、これは今後課題になっていくであろうということで、やはり庁内でも話が出ている。設置したパネルが、使えなくなったらどうするのか、耐用年数が来たときにどうするのか、再利用できるのか、そのような点が考えられる。これは相模原市だけではない課題である。リースの場合、買い取りの場合とか、細かく言うといろいろなケースがある。捨てるときにはどれぐらい費用かかるのか等、説明をしていかなければならないと考えている。

(北村委員)

業者に義務付けるのがいいと考えている。資料4のデメリットのところに、専門的な知識がない人が説明する可能性があると書いてあり、結局業者が義務を負った場合に、理解しているのか、しっかりと説明できるのかということが課題になると考えている。

建築士や業者の負担にならないように、太陽光を導入するとどれだけいいことがあって、どれだけ今、課題があるということ、市がしっかりと資料を作っておいて、それを提供する。また、いろいろ講座を設けて説明する機会を設けるとか、そういうことは考えているのか。

(事務局)

説明資料や説明会について、先行している川崎市は、対応している。

それを参考にして、より良いものを作るよう努めていきたい。説明会も実施したいと思っている。

(香川委員)

先ほどから誰が説明するというところに注目されている。なるべく多くの方にしっかりとアプローチができるようにしたいという東京都の考えはすごくわかりやすい。それが誰がということではなくて、説明の主体はいろいろと幅を持たしていいのでは、と思う。

契約の話なのでいつというのがすごく重要であり、契約より前に必ずアプローチができる人をなるべく主に置いて、本当にそのタイミングでできるのであれば、主ではない人でも良いというぐらいにして、その点を一番増やすのが重要なのではないか。建築士よりは事業者の方が機会が多くなるのだったら、そちらを主にすべきと考える。

(須永委員)

東京都では建物供給業者は努力義務だが、相模原市は義務にした方が良くと思う。

(田中会長)

参考資料1の15ページについて、当初、提案いただいた説明制度の概要で気をつけなくてはいけないのは、建築物省エネ制度というのは、省エネ性能の説明義務だから、省エネ性能というのは、省エネ基準とか、あるいはどういうものが効果的

であるとか、エネルギーの消費に関する義務である。太陽光パネルは再生可能エネルギーであり、これとは少し外れている。したがって建築物省エネ法上の義務に、太陽光パネルに関する、再エネ設備の義務を上乗せするという仕組みとなっている。これを川崎市で取り入れたのだが、法では省エネ性能の説明義務は努力義務だが、川崎市では、太陽光パネルの説明を義務化したという。法に比べて、かなり思い切っている。それは全体の負荷のバランスからして妥当かどうかということがある。

それから東京都の場合は、特定供給事業者と建物供給事業者と分けている。特定供給事業者というのは、実は、太陽光設備を設置した住宅を一定量以上供給する義務を負う業者であり、相模原市では、20社ぐらいになる。義務を負う事業者がいる一方で、それ以外の一般の住宅業者、規模的には中小住宅業者は努力義務という仕組みにしている。太陽光発電設備を設置してほしい業者に説明義務を課すという仕組みがいいのではないかという印象を持っている。もっと言えば、パネルの供給義務を負う20社程度に努力義務を課して、一般の住宅業者に広い意味で協力をしていただくという、そういう程度でもいいと考えている。義務化というのは、いろいろな関係者に負荷をかけることになるため、その対象事業者や全体的なバランスを考えないといけない。

建築主がいいか、住宅業者がいいかという論点もあるが、もう一つは、行政がそこを担うので、そもそも建築士でも、供給事業者でも義務を課すという仕組みそのものを見直すという論点もある。そういう選択肢もあり得ると考えていたのは、いずれ太陽光パネル設置が全国的に広がってくると、国が建築物省エネ法の改正をして、太陽光パネルの義務を、広く全国の事業者にも努力義務を課していく、ということが十分考えられるためである。それまでの間、相模原市が暫定的に義務を課すというやり方もいいと思うが、今回の制度の本質的には、太陽光パネルを2000㎡以上の建物には必須義務として必ずつけてもらう。それから2000㎡から20㎡の中小建築物を建てる場合には、一定の事業者、20社程度の事業者にも義務づけを行い、その場合でも全戸に付けるわけではなくて、一定の基準量を満たすように付ける。そのため、購入者は、太陽光パネルの有無の選択ができる。供給事業者には、半分程度以上はそういう住宅を供給していただく、そういう努力をしていただく制度である。それは、太陽光パネルのメリットデメリット、あるいはその廃棄等の問題について、事業者あるいは建築士が購入者に説明をする。そのような義務を負えば、必ずそういうことはそういうメリットがある、仕組みがあると説明して、消費者から、それは負担になるから嫌であると、断られればそれで引き下がる。そういう際に、必ず説明を行うので、説明を義務化するまでもないのではないかと思う。一応、そんなことも踏まえて、どういう対象者にするかということと、どのくらい重い義務にするかというのが考えられる。

(須永委員)

行政が行えばいいという考え方も確かにあるかもしれないが、これまでそのやり方で、あまり効果がなかったと思う。自然エネルギー利用を広めたい立場としては、それでは少し足りない。実際に自分が家を買うときになると、自分のこととして考えられるので、そのときに説明があると身になると考える。

(田中会長)

大手の住宅業者に義務が生じれば、業者は購入する希望を受けたとき、そういう説明をすることになるだろう。だから努力義務であっても全然構わないと思うが、そこまでしなくても、そういう行為は業者から購入者にされるのではないかという前提で申し上げた。

(布施委員)

制度1の2000㎡という条件の中で、いわゆるマンションなどの所有者が最終的にバラバラになってしまう場合と、そうではない場合がある。この部分も、何か細かな説明を出しておかないと、例えば、太陽光パネルが、もう具合が悪くなって交換したい場合、その棟だけで自分の部屋だけで交換できるような形のものであれば良いが、そうではないと配管がどこかで一本でつながっているという話になってしまうと、要は自分の意思でできなくなってしまうというのが、購入者側の不利益にならないようにしないといけないと考える。

(事務局)

制度1に関して、大規模住宅に対しては説明義務を負わないという形になっている。今の指摘については、おそらく制度1の事業者だと思うが、その事業者が入室者というか、買われる方への説明義務だと考える。本来の制度の対象外としている方への対応であるため、別途、新築等でどのようにしてフォローしていけばいいか検討していきたいと考えている。

(田中会長)

制度1の場合、2000㎡以上なので、建築主が、その設置義務を負うことになる。住宅を分譲するときに、住宅を建てた業者が義務を負うことになる。マンションの屋根とか敷地に置いて面積を確保するという質問であったと思う。

大体方向性が出たと思う。もう一度事務局で整理をしていただきたい。制度3については住宅供給事業者等に努力義務等を課すことが良いのでは、と思う。

(森久保委員)

知り合いが太陽光発電を設置していたが、売電価格が大幅に下がってきたことや屋根に影響を及ぼすということで、太陽光発電を設置するのを辞めた人がいる。屋根の補強の問題や修理の問題等もある。価格の面で、どうしてもやっていただきたいということであれば価格体系というか、補助金を上げた方が良い。

(事務局)

現時点で固定価格制度の価格が下がってきていることについては、認識している。

当該制度がある内はいいが、終わってしまったときに廃棄の問題が考えられる。売電する価格も大したことないからやめてしまうというときに、一気に廃棄の問題が出てくる。今後、固定価格買取制度も変わる可能性があるものと認識している。そのようなときに本当に太陽光発電設備がどこまで設置できるかということもあるため、そこは注視していきたい。

今のところ、急に固定価格買取制度が、市場価格の方に連動するというのは、直近の話ではないと認識している。ただ、長期で見たときに大丈夫なのかという声はあると思うので、注視していきたい。

(北村委員)

資料6の中で、20、30代の購入者のローンのことについて、課題として挙げられているが、今回の標準化制度については、PPAや0円ソーラーとかそういう仕組みも利用可能であるため、そのところをわかりやすく説明し、そういう選択肢があるということを積極的に知らせていただきたい。市ホームページを見ていたら、住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入補助金及びプランの募集について、という記事を見つけた。業者向けの補助金制度があった。これは前からされていたのか。プランは2つあったが、今後増やしていくことなのか。

若い世代にはそういうものがあるということを広報してほしい。ローンが組めないから無理だと、資料6の意見に書かれていたが、それに対する解決策になる。

(事務局)

今、意見いただいた0円ソーラーという制度は昨年度から始まった制度であり、周知という意味では、まだ浸透していないと思う。市から補助金を事業者に支払い、消費者からすると、初期費用ゼロで太陽光を設置できる。手法はリースや売電契約等がある。所有者の屋根を事業者に貸してその屋根に事業者が太陽光パネルを設置し、発電を行い、発電した電力を屋根の下に住んでいる方が電気代金として使ってもらい、その代金を事業者に支払うという仕組みである。今年度も継続してプランを募集している。

(田中会長)

事業者向けの補助制度はあるか。

(事務局)

事業者向けの補助制度としては、太陽光パネルに限らずだが、中小事業者向けの省エネルギー対策の支援を実施している。

(田中会長)

先ほど、20社くらいが義務を負うとあったが、この20社には中小事業者という枠組みに入るのか。

(事務局)

先ほど説明した支援事業は、会社自体への設備設置となるので、趣旨に合わない



と考える。

(田中会長)

資料6を見ると、設置を勧めても設置してもらえないので義務の達成が難しいのではないかと、どちらかという消極的なコメントがある。その反面、相模原市は元々価格が安いので買ってもらえるのではないかとというプラスのご意見もある。この業者3社というのは、大手ハウスメーカーなのか、あるいは地場の住宅メーカーなのか。つまり全国規模で展開している住宅メーカーなのか、地場の住宅メーカーなのか、その属性が分かれば教えていただきたい。全国規模で展開しているメーカーは東京都や川崎市の状況がわかる。そういう事業者で他地域との比較を踏まえてのコメントなのか。地場の住宅メーカーの場合はどちらかという、その地域特有の問題を発言されていると思う。

太陽光パネルを勧めても設置がされないという意見があるが、例えば令和4年度若しくは令和5年度において、市内で建築あるいは購入された住宅を、2000㎡以下、60㎡以上と仕分けをして、一定規模のゾーンで見ただけの場合に太陽光パネルを設置している住宅の割合は、どのくらいなのか。どこかに数字が提示されているのかもしれないが、分かれば教えてほしい。東京都や川崎市に比べて、相模原市の太陽光パネルの設置割合はどのような水準なのか、ほぼ同じなのか、あるいは、相模原市は、土地が広くとれるので、その割合が高くなっているのか。

(事務局)

資料6の会社の属性になるが、大手ハウスメーカーの相模原支社については入っていない。市内に本社を置く、相模原市を発端として、首都圏近辺で事業を展開している事業者にはヒアリングした。会長の指摘どおり、その地場のことがわかっているということで、意見を聞いている。大手企業は、東京都と川崎市でヒアリングが始まっていて、同じ説明をしても驚きもせず、対応いただけるとのことと考えたため、まず市内に本社を置く企業に伺った。対象者にはなるため、相模原営業所などの支社についてのフォローというのは今後考えていく必要があると考えている。

2点目、現時点で、太陽光の相模原市の設置割合というものは手元にデータはない。建築部署にて、建築確認申請の中にデータがないか、また、そのデータを提供してもらい、検証ができるかどうか、検討したい。どう調査しているかわからないが、東京都、川崎市はもしかしたら、ホームページに数字が出ているかもしれない。その辺りを聞いて、相模原市の特性が出るのかどうか今後検討したいと考えている。

(田中会長)

20社程度の比較的大手の事業者には義務付けをする。55%以上の住宅割合に義務を求めたいという方向だが、基礎的な数値として年間どのくらいという実態があるのかという点は押さえておいた方がよい。議会に説明する際に、基礎数値は問われると思う。その上で、数値をこのくらい高めたい、市内で何万kW程度の太陽

光を確保することにしたいという説明ができる。そうすることで、自己電源の確保であるとか防災時の対応、そういう理由に結びついていくため基礎数字は押さえておいた方がよい。

次回、もし可能であれば、こうした関係団体の方々に来ていただいて、質疑をしていただく。説明し、ヒアリングを受けるといふ、そういう場の設定を検討するということだが、見通しは立っているのか。

(事務局)

できるだけ何かしらの負担をお願いするような制度になっているため、今日も資料につけているが、この文面では表現しきれない部分もあると思うので、できれば、次回には様々な意見、複数述べていただけるようなところをお願いしたいということと動いている。

(田中会長)

次回、そういう場が設定できれば、負担をかける住宅会社、関係するいろいろな立場、賛成、反対、あるいは供給メーカー等、そのような立場の方に意見をいただけるとよい。

### 3. 閉会

(田中会長)

もし気づいた点があれば、遠慮なく事務局に連絡をしていただきたい。推進会議としての審議は残り2回若しくは3回で、答申をまとめるということになるので、それを含めると、この後、夏、それから秋に審議し、確認いただくことになる。意見を盛り込む機会は限られてきているので、意見があればいただきたい。

特にないようであれば、事務局に進行を戻させていただきます。

(事務局)

本日は貴重な意見をいただき感謝申し上げます。特に制度3については、本日の意見を踏まえ、また実際に義務付けされるその関係業者の次回ヒアリングという話も出ているが、丁寧に進めていきたいと考えている。本日の会議録は、事務局で案を作成し、各委員に確認いただき、最終的には会長の確認をいただいた上で、ホームページ及び行政資料コーナーにて、公開する。

次回審議会の予定は7月末を予定しているが、また案内させていただきます。

以上

## 相模原市地球温暖化対策推進会議委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	田中 充	法政大学 名誉教授	会 長	出席
2	奥 真美	東京都立大学 都市環境学部 教授	副会長	出席
3	利光 芳明	神奈川中央交通(株) 総務部 広報担当係長		出席
4	前山 善憲	一般社団法人相模原市商店連合会 会長		欠席
5	布施 昭愛	相模原商工会議所 理事 事務局長		出席
6	服部 健太郎	東京電力パワーグリッド(株) 相模原支社 次長		欠席
7	香川 健	東京ガス(株) 神奈川西支店 支店長		出席
8	森久保 高弘	相模原市自治会連合会 理事		出席
9	木村 郁子	さがみはら消費者の会		出席
10	井上 章	さがみはら津久井森林組合 代表理事副組合長		出席
11	北村 陽子	特定非営利活動法人さがみはら地球温暖化 対策協議会		出席
12	鈴木 千景	公募委員		出席
13	須永 修通	公募委員		出席